用語集

本文において十分には定義されていない用語を取りまとめました。

用語	解。説
親会社(等)	・「親会社」とは、株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会2四、施規3②③)・「親会社等」とは、「親会社」、「株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く)として法務省令で定めるもの」、のいずれかに該当する者をいう。(会2四の二、施規3の2②③)・「完全親会社」とは、特定の株式会社の発行済株式の全部を有する株式会社その他これと同等のものとして法務省令で定める株式会社をいう。(会847の2
会計監査人	①) ・設置は原則任意。定款の定めにより設置できる。 ・大会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。 ・会社と会計監査人との関係は委任に関する規定に従う。
	 ・会計監査人は株主総会の普通決議により選任される。 ・会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。 ・任期は1年。定時株主総会で別段の決議がないときは、再任とみなす。(会 326 ②、327⑤、328、329、330、337①、338)
会計監査人設置会社	・会計監査人を置く株式会社又は会社法の規定により会計監査人を置かなけれ ばならない株式会社をいう。(会2+-)
会社	・本ガイドでは、株式会社(一般)又は当該の株式会社をいう。 ・会社法の定義では、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。(会 2-)
確認書	・有価証券報告書・半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正 であることを(経営者が)確認した旨を記載した書類。 ・有価証券報告書と併せて提出する。(金24の4の2)
関係会社	・当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会 社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。(計規 2③二十 五)
監査報告(書)	・会社法に基づく「監査報告」(「監査報告書」ともいう)は、次のとおり。(会 436、施規 129、130、130 の2、131、計規 122、123、126~128、128 の2、129) ①監査役監査報告(監査役個人が作成したもの) ②監査役会監査報告(監査役会が作成したもの) ③会計監査報告(会計監査人が作成したもの) ④監査等委員会監査報告(監査等委員会が作成したもの) ⑤監査委員会監査報告(監査委員会が作成したもの) ・金商法に基づく「監査報告書」は、次のとおりで、いずれも公認会計士・監査法人が作成する。(監査証明府令3、内部統制府令6) ①監査報告書(財務諸表を監査したもの)

	③中間監査報告書(中間財務諸表等を監査したもの)
	他に、半期報告書を公認会計士・監査法人がレビューした「期中レビュー
	報告書」がある。
監査役設置会社	・監査役を置く株式会社(その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限
	定する旨の定款の定めがあるものを除く)又は会社法の規定により監査役
	を置かなければならない株式会社をいう。(会2九)
監査役会設置会社/監	・監査役会を置く株式会社又は会社法の規定により監査役会を置かなければな
查等委員会設置会社/	らない株式会社をいう。(会2十)
指名委員会等設置会社	・監査等委員会を置く株式会社をいう。 (会2十一の二)
	・指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く会社をいう。(会2十二)
関連会社	・会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与え
	ることができる場合における当該他の会社等(子会社を除く)をいう。(計規
	2③二十一)
業務執行者	・会社の業務を執行する取締役(=業務執行取締役)、使用人などをいう。(施
	規 2③六)
業務執行取締役	・①代表取締役、
	②取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役とし
	て選定された取締役、及び
	③当該株式会社の業務を執行したその他の取締役
	をいう。(会 2 十五、363)
決議の省略	・「書面決議」ともいう。
	・取締役が取締役会の決議の議題について提案をした場合、その提案につき
	議決に加わることができる取締役の全員が書面等により同意したときは、
	監査役設置会社において監査役が異議を述べたときを除き、その提案を可
	決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることが
	できる。(会 370)
公開会社	・譲渡制限株式に関する定款の定めを設けていない株式会社をいう。
	・譲渡制限株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容とし
	て譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定め
	を設けている場合における当該株式をいう。(会2五、十七)
子会社 (等)	・「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他
	 の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをい
	う。(会 2 三、 施規 3①③)
	 ・「子会社等」とは、「子会社」、「会社以外の者がその経営を支配している法
	 人として法務省令で定めるもの」、のいずれかに該当する者をいう。(会 2
	三の二、施規3の2①③)
	 ・「完全子会社」とは、ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をい
	う。 (施規 218 の 3①)
財務書類	・金商法の規定により提出される財務計算に関する書類をいう。
	・財務諸表を含む。(財務諸表規則 1)
財務報告	・財務諸表(連結財務諸表を含む)及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす
7 1 42 4 1 PT I	

	開示に関する事項に係る外部報告をいう。
	(内部統制府令 2①)
社外取締役	・株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものを
	いう。
	①当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配
	人その他の使用人(「業務執行取締役等」という)でなく、かつ、その
	就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であっ
	たことがないこと
	②その就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会
	社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者(業務執行取締
	役等であったことがあるものを除く)にあっては、当該取締役、会計参
	与又は監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執
	行取締役等であったことがないこと
	③当該株式会社の経営を支配している者又は親会社等の取締役若しくは執
	行役若しくは支配人その他の使用人でないこと
	④兄弟会社の業務執行取締役等でないこと
	⑤当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使
	用人又は当該株式会社の経営を支配している者の配偶者又は二親等内の
	親族でないこと
	(会2+五)
上場会社	・金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者である会社をいう。(金
	24 Ø 5)
書面決議	・「決議の省略」のこと。(会 370)
大会社	・次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。
	①最終事業年度の貸借対照表の資本金の額が5億円以上
	②最終事業年度の貸借対照表の負債合計の額が 200 億円以上
	(会 2 六)
代表取締役・代表執行	・代表取締役とは、株式会社を代表する取締役をいう。設置は原則任意だが、
役	置かないときは、全ての取締役が会社を代表する。
	・指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社では、取締役会は、取締役
	の中から代表取締役を選定しなければならない。
	・代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を
	する権限を有する。
	・代表執行役とは、指名委員会等設置会社において、株式会社を代表する執
	行役をいう。
	・代表執行役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を
	する権限を有する。
	(会 47①、349、350、362、420)
特別取締役	・特別取締役会に出席するために取締役会で選定した取締役。(会 373)
特別取締役会	・会社法では「特別取締役による取締役会」という。
	・取締役会の決議事項のうち、「重要な財産の処分及び譲受け」と「多額の借

	財」については、あらかじめ選定した3人以上の特別取締役のうち、過半数 が出席し、その過半数をもって決議することができる。
	・取締役が6人以上であること、かつ、1人以上が社外取締役であること、が
	要件。(会 373)
取締役会設置会社	・取締役会を置く株式会社又は会社法の規定により取締役会を置かなければな
	らない株式会社をいう。(会②七)
任務懈怠	・任務を怠ること。懈怠は「かいたい」又は「けたい」と読む。
法令	・法律と命令をいう。
	・命令には、政令(内閣によって制定)、内閣府令、省令、規則などを含む。
	地方公共団体の条例・規則などを含める場合もある。
連結会社	・当該株式会社及びその連結子会社をいう。(計規2③二十四)
連結子会社	・連結の範囲に含められる子会社をいう。(計規2③二十二)